

企業誘致を推進するための新たな産業用地の創出に向けた調査業務に係る プロポーザル募集要項

1 業務の名称

企業誘致を推進するための新たな産業用地の創出に向けた調査業務

2 趣旨

市内企業の市外流出を防止するとともに、国内外から企業を誘致し、新たな産業集積を産み出すため、久我・羽束師の工業専用地域をはじめ、市内のまとまった土地や未活用の工業用地等の活用・開発などによる新たな産業用地の創出に向けた調査を実施する。この業務に係る委託事業者を企画提案(プロポーザル)方式により募集する。

3 応募資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 産業用地に係る調査業務の実績を有し、本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
- (3) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等又は同条第5号に規定する秘密関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (9) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿及び出勤簿並びに賃金台帳を整備していること。
- (10) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

4 募集期間

平成28年4月4日(月)から平成28年4月21日(木)午後5時までとする。

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 契約金額の上限
10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (3) 契約期間
契約締結日から平成29年3月24日（金）までとする。
第1次報告の提出期限 平成28年8月31日（水）まで
最終報告の提出期限 平成29年3月24日（金）まで
- (4) 成果物納品場所
京都市産業観光局新産業振興室 企業立地推進担当
- (5) 委託費の支払条件
支払い方法は、業務を問題なく実施したことを本市が確認した上で一括払いとする。
- (6) その他
 - ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
 - イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

6 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次に示すところにより、別紙1の「企業誘致を推進するための新たな産業用地の創出に向けた調査」業務委託プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

- (1) 担当部局（提出先）
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地
京都市産業観光局新産業振興室（担当者：長谷川，中野）
電話 075-222-3325
FAX 075-222-3331
- (2) 各種必要書類の提出
 - ア 提出書類及び提出部数
 - (ア) 参加表明書（別添1）1部，法人登記簿謄本 1部，直近の決算書 1部，会社案内パンフレット1部

- (イ) 企画提案書（任意様式） 10部（正本1部，副本9部（社名等を伏せたもの））

企画提案書は、「企業誘致を推進するための新たな産業用地の創出に向けた調査」に係る企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、仕様書（別紙2）を十分理解したうえで、7(2)審査基準を参考に作成するものとする。特に、仕様書3作業項目に掲げる業務を含むものとし、調査の具体的な内容、調査手法、調査の進め方、実施時期等について提案すること。また、現時点で持つ情報や分析に基づき、本市の産業用地の確保に向けた課題や本市が取りうる整備手法についての考え方を示すこと。（特に重点地区の考え方について、提案してください。）様式は、A4横書き10枚以内（図表等についてA3を用いることは可能、ただし、A4版に折り畳むものとする）にまとめるものとし、10部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

- (ウ) 実施体制図：10部（任意様式）

- (エ) 産業用地に係る調査業務の実績、本業務の従事を予定している統括責任者及び担当者の実績（当該業務と同種又は類似の業務について、当該業務のプロポーザルの公告の日前5年以内に業務を完了したものに限り。）10部（別紙3）

- (オ) 見積書（任意様式）10部（正本1部，副本9部（社名等を伏せたもの））
提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

平成28年4月21日（木）午後5時までとする。

ウ 提出場所

上記(1)のとおり

エ 提出方法

事前に電話予約のうえ、上記(1)に記載する担当部局・担当者まで、直接持参すること。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

- ア 本要項及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「2応募資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

平成28年4月8日（金）午後5時までとする。

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

質問票（任意様式）に基づき、下記のアドレス宛に送付すること。

メールアドレス：sanshin@city.kyoto.lg.jp

エ 回答

すべての質問及び回答については、平成28年4月14日（木）午前10時までに、入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて公開することとする。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(オ) すべての提出書類は、返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づいて、審査を行い選定する。選考は非公開とし、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(2) 審査基準

評価項目は、別紙4のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議のうえ、内容を決定する。

8 スケジュール

平成28年4月	4日(月)	公募開始
	4月8日(金)	質問提出期限
	4月14日(木)	質問に対する回答
	4月21日(木)	各種必要書類の提出期限(午後5時まで)
	4月22日(金)以降	企画提案の審査、委託先の選定
	5月上旬～中旬	契約締結
	8月31日(水)	第1次報告書提出期限
平成29年3月	24日(金)	最終報告書提出期限

9 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。